

市街化区域農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明について

倉敷市農業委員会

民事執行法又は国税徴収法による農地に係る競売（公売）の場合、農地法の規定との調整のため、当該土地の買受申出人は、農地法関係許可・届出受理権限庁の発行する買受適格証明書をもって参加する必要があります。

【買受適格証明手続】

- (1) 証明権限庁は農地法による届出に準じます。
- (2) 審査方法は農地法による届出に準じます。

参 考 競売（公売）後の申請手続

- (1) 届出の申請形態について
買受人による単独届出

- (2) 届出書類について

買受適格証明願に添付した書類で内容に変更のないものは、その旨を届出書末尾に記載して添付を省略することができます。競売等による最高価買受人であることを証する書面を添付してください。

なお、高梁川用水土地改良区の受益地の場合は農地転用等の通知書が必要です。

なお、農地等の競落後において、農地法の届出がなされた場合で、買受適格証明交付時と事情が異なれば受理できない場合があります。

市街化区域農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願に必要なもの

- 1 買受適格証明願【様式】（証明願の申請者欄の余白に申請者の電話番号を記載してください）
- 2 転用にかかる農地の登記簿謄本（全部事項証明書）
- 3 転用にかかる農地の位置図
- 4 転用にかかる農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき法第18条の解約等の許可があったことを証する書面
- 6 その他参考資料
- 5 委任状（行政書士に届出にかかる権限等を委任する場合）

証明願の提出は随時受付です。原則として2週間以内に審査して受理・不受理を決定します。

〔お問い合わせは〕 倉敷市農業委員会

本 庁	086-426-3895
児 島 駐 在	086-473-4374
玉 島 駐 在	086-522-8126
真 備 駐 在	086-698-5042
庄支所産業建設係	086-462-1212
茶屋町支所産業建設係	086-428-0001
船穂支所産業係	086-552-5110